

ここでいうタウンマネージャーとは、地域まちづくりを総合的に推進するエンジンになる人のことで、外部から入っていった専門家だけでなく、地域活動の中心になる地元の人、そして地区を担当する行政職員なども含まれる。こうした異なる立場や専門性をもつ人たちが参謀本部的に機能することにより、様々な団体の多彩な活動がネットワークすることが可能になる。機能としては、企画機能、コーディネート機能そして事務局機能を合わせ持つ必要がある。資質としては、常に前向きで、軽いフットワークで柔軟な試行に取り組めること、それでいて責任感の強いことなどが必要である。また、水平な目線で取り組める、人の話をよく聴く、多角的な視点をもつといったことも重要である。

これらを踏まえ、タウンマネージャーの一員として参画する専門家などの考え方をまとめたものが、次の表である。(注3)

＜「タウンマネージャー」としての専門家活用＞	
●	地域まちづくりを総合的に推進する「タウンマネージャー」役を専門家が務める。
●	実験的の事業で、期間を限定する(例えば5年間)。
●	従来のコーディネーター派遣事業やコンサルタント委託事業とは異なり、かなりの頻度で定期的に現地に向出くなど、現地密着型の活動を行う。
●	地域課題や目標とするまちづくりの分野に応じて、求められるタウンマネージャーの役割・資質を考慮する。あるいはタウンマネージャーが、必要に応じて複数の専門家と連携する。
●	行政は、総合的なまちづくり課題に対応するため、チームを組んで対応する。
●	対象は、区単位または地区単位。タウンマネージャー派遣を希望する区、地区を取り上げる。
●	目標は、地域の総合的な課題解決のための道筋と仕組みをつくること。タウンマネージャーが抜けた後も継続して活動できるよう、事業の企画・立ち上げのほか、人材の発掘・育成、継続的なエリアマネジメントを行う地元の体制整備とネットワークづくり、などを行う。

第2回横浜市地域まちづくり推進委員会資料より(H18.5)

#### 4 おわりに

現在、モデル事業の地区は、平成22年3月現在で36地区にのぼる。中期計画では22年度末の目標値を12地区としていたが、この背景には、従来の自治会・町内会活動の延長としてはあまり一般的ではないコミュニティビジネスやハードのまちづくりなどを視野に入れた取組ができる地区は多くないが、こうした地区をモデルとなるようなエリアマネジメントにまでもっていきたい、という考えがあった。実際には、課題を抱える地区に広く適用したい、既存制度でメニュー化されていない支援に活用したいというニーズなどから、多くの地区で指定されることになった。活動としては、防犯、防災、子育て支援、世代間交流といったソフトな内容が中心となっている。

こうした現在の地域課題に対応した取組により住みよいまちに変えることに成功した地区の中から、地域の将来像の実現のために、戦略性をもった総合的なまちづくりに取り組む地区が増えていくことを期待したい。

(注1) 都市デザイン室の「市民まちづくり活動支援事業」(H3～5年度)。23グループを支援。  
 (注2) これらの意見は、現委員会にも所属している卯月盛夫早稲田大学教授と名和田是彦法政大学教授から主にいただいた。ドイツでの研究生生活が長い両氏からは、ドイツのコミュニティ再生の施策をご紹介いただくことが多い。  
 (注3) ここでいうタウンマネージャーについては、秋元康幸「地域の再生に都市デザイン手法を」(未来社会の設計 横浜の環境空間計画を考える、H20.3、BankART1929)が詳しい。

進力となる効果が期待できる。一方、ウのケースはまだコンテンツ通過の実績の少ない類型であるが、まち普請による小さな施設整備をきっかけにして、地域コミュニティ形成へ発展していく可能性をもった、条例を活用していくうえで基本といえる道筋であり、大切にしていきたい。

により、身近なまちに対する市民の思いに添えていきたい。  
**4 今後の課題**  
 ・郊外部等における地域まちづくりの新たな展開、そして地域運営へ、冒頭の条例制定の背景の中で、4つの具体的なまちづくりの展開例を示したが、このうち、特に、郊外部の戸建住宅開発地や大規模集合住宅団地等において、今後ますます進展する高齢化や人口減少による空き家、独居高齢者世帯の増加、商業施設の撤退など

の社会問題にいかに対応していくかが、これからの地域まちづくりの大きな課題と考えている。さらに、既成市街地の密集住宅市街地における基盤整備と防災意識を高める地域の総合的な防災性の向上を図る取組や、衰退しつつある商店街と周辺住宅地が連携して商店街の通りを地域のにぎわい空間として評価・再生する取組、身近なまちに埋もれている地域資源や人材を掘り起こす地域の魅力づくり・景観形成などについても、重要性が一層増していると考えている。  
 今後は、「身近な地域・元

気づくりモデル事業」の仕組みを活用しながら、積極的に地域まちづくりの新たな展開を図っていく必要があると考えている。(注5 前頁)  
 それぞれの地域における、施設整備等のハード分野と防犯、福祉などの様々なソフト分野の課題そしてまちの魅力をとータルで見据えながら、どうやって自分たちの目指すまちを実現し、運営していくか、について住民側が主体的に考え、みんなで楽しみながら活動する地域が少しずつ増えていくってほしい。そのためには行政からの的確な情報提供とともに、頑張る地域を積

極的にバックアップしていくメリハリの利いた支援の仕組みや区局横断的な体制が必要になってきていると思う。その中で、市が支援する根拠として、地域まちづくりプランの認定制度のように住民が主体となって策定した地域の整備・運営プランに対し、一定の位置づけを与えるような仕組みの創設も検討に値するのではないかと。  
 地域まちづくり活動の実践を通して、その先にある「市民主体の地域運営」の実現に貢献していきたい。

# 「身近な地域・元気づくりモデル事業」と地域まちづくり

都市整備局地域まちづくり課担当係長 石津 啓介

## 1 はじめに

「市民主体の地域運営」の中心となる事業である「身近な地域・元気づくりモデル事業」は、平成18年12月に公表された中期計画の重点事業として、都市経営局・市民活力推進局・都市整備局の3局を中心に、平成19年度からスタートしたものである。ここでは、地域まちづくりを担当する都市整備局の立場から、中期計画策定時の本事業の検討状況を振り返ることとしたい。

## 2 検討の経緯

横浜市地域まちづくり推進条例（以下「条例」）が施行された平成17年の秋、庁内では次期中期計画に向けた検討が本格化しようとしていた。都市整備局地域整備支援課（現在は地域まちづくり課）では、条例を中心とした様々な施策を推進するとともに、条例の枠組みにとらわれない新たな展開についても模索していたが、それは次のような問題意識による。

- (1) 条例はハード（都市空間の整備や保全に関すること）を所管する都市整備局のハードに軸足を置いた制度であり、ソフトを含めた、あるいはソフトを中心とした幅広い地域まちづくり活動を支援するには限界があること。
- (2) 地域での市民活動の状況は、同じ地域で複数の団体により多彩な活動が展開されるようなケースが増えてきており、地域の活動全体を包含したり関係づけたりすることができる仕組みが求められていること（10数年前は地縁型組織とテーマ型組織の連携が課題と言われたが、地域の状況はより複雑になってきている。）
- (3) 地域を支援する行政側の施策も、近年はソフトからハードまで非常に増えてきており、同一エリアを対象に異なる局区の複数の施策が推進されるケースも珍しくなく、これらの施策を横につなぐ仕組みが求められるようになってきたこと（旧都市計画局が市民のまちづくり団体に対する活動助成を始めたときは、自治会・町内会等の地縁型組織以外の団体を支援する制度はほとんどなかった。（注1））

こうした問題意識の背景として、条例検討段階の「横浜市地域まちづくり制度検討委員会」から、地域まちづくりをソフトの領域も含めて幅広く捉えることや、地域への分権や地域自治などを視野に入れて検討を進めることを指摘されていたことがあった。（注2）

こうしたときに都市経営局からの依頼を受けて企画し、市民活力推進局、健康福祉局、経済観光局、まちづくり調整局などのメンバーからなる庁内プロ

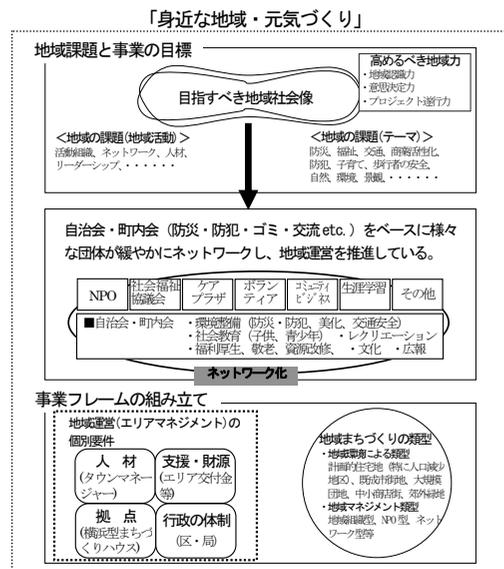
ジェクト（エリアマネジメント研究会）による検討を経てまとめられたのが、「身近な地域・元気づくりモデル事業」である。

## 3 都市整備局による検討

当初、都市整備局が考えていた事業フレームでは、地域の様々な団体が持続可能な地域の将来像について共有し、緩やかに連携しつつ、それぞれの活動をマネジメントしながら、防犯、福祉といった活動だけでなく、コミュニティビジネスや身近なハード整備まで、様々なプロジェクトを推進することにより、地域改善していくことを想定していた。

モデル事業の期間としては5年程度を想定し、いきなり活動を行うのではなく、初年度は地域構造（地形・歴史）、魅力と課題、活動団体・人材、地域活動などの把握など、基礎的な調査を行い、街づくり指針・行動計画の策定、プロジェクトの企画などを行うこととしていた。さらに5年目は、モデル業の検証としてフォロー調査を行うこととしていた。そして、これらのことを実現していくためには、地域のマネジメントに協力する専門家（タウンマネージャー）や、地域の様々な団体が連携するための拠点（まちづくりハウス）の存在が重要であるとしていた。

都市整備局では、庁内関係課との議論を進めると共に、横浜市地域まちづくり推進条例に位置づけられた審議会である「横浜市地域まちづくり推進委員会」において、タウンマネージャーなどを中心に意見を聴取している。以下の図は、そのときの資料である。



第4回横浜市地域まちづくり推進委員会資料より (H18.10)